令和６年度仁木町観光看板設置工事　仕様書

１　工事名

　　令和６年度仁木町観光看板設置工事

２　工事目的

本町は、令和６年度末に予定している一般国道５号倶知安余市道路の（仮）仁木ＩＣ開通に伴い、札幌市や新千歳空港といった北海道の中心部及び、小樽・ニセコエリアなどの観光地へのアクセスがこれまで以上に向上し、来町者の増加が見込まれるため、ＩＣ出口付近に観光看板を設置することにより、興味関心を喚起することを目的とする。

３　工事期間

　　契約締結日から令和７年３月14日（金）まで

４　工事内容

工事目的及び仕様等に沿った観光看板の提案及び設置工事とする。

５　納入場所

　仁木町東町10丁目44番地２　（仮）仁木ＩＣ出口付近町有地

６　成果物

　木材を使用した観光看板

７　仕様等

⑴　看板の製作・設置

　　ア　製作数　　１基

　　イ　設置場所　　仁木町東町10丁目44番地２　（仮）仁木ＩＣ出口付近町有地

　　ウ　規格・寸法等　　以下に定めるものとし、かつ、各種法令（道路法・道路法施行令、道路法施行規則、北海道屋外広告物条例等）を準拠したものとする。

　　　　規格・寸法　　１面の表示面積が15平米以内でかつ表示面積が30平米以内及び地上からの高さ４メートルを超えない範囲とする。なお、通年で視認出来るよう（降雪期の除雪に伴う道路脇の積雪は１．８メートル程となることを想定）考慮すること。

　　　　品質　　防腐・防錆等の対策を施し屋外で長期間の使用に耐えうるものとする。

　　エ　特記事項　　森林整備や人工林材の付加価値向上を図るため、公共施設の木造化・木質化を促進しているため、成果物は主に木材を活用したものとする。

⑵　デザイン

　本体・支柱等を含めた総合的なデザインについて、以下に定めるところにより、発注者と協議のうえ、決定すること。

　ア　本町を訪れる観光客が、本町のイメージを視覚的かつ直感的にわかりやすく示す。

　イ　既存の景観に配慮したものとする。

　ウ　遠方からでも視認性に優れるものとする。

⑶　企画提案書には、デザイン・形状・寸法・立面（イメージ図）及び設置方法を記載すること。

⑷　他で使用したレイアウト等を盗用しないこと。また、成果物は他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

⑸　本工事において作成される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権、その他一切の権利は発注者に帰属するものとし、成果物は発注者が自由に二次使用（印刷物の制作・編集、ホームページの掲載等）できるものとする。

⑹　前号に掲げる著作権の帰属設定に係る一切の費用は、工事請負費に含むものとし、問題が生じた場合は受注者において処理するものとする。

⑺　制作に必要な一切の経費は、工事請負費に含むものとする。

８　検査

　本工事は、成果物を作成、納品し、発注者の検査合格後、完了とする。また、本工事完了後においても、受注者の責任による工事上の瑕疵が発見された場合、受注者は発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修正を行わなければならない。

９　守秘義務

　受注者は、本工事において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

10　損害賠償

　本工事の履行に際して、受注者の故意又は過失により、発注者又は第三者が損害を被った場合、受注者はその賠償の責を負うものとする。

11　再発注の制限

　受注者は、本工事に関して一括して第三者に発注し、又は請け負わせることはできない。ただし、工事を効率的に実施する上で必要と認められる場合にあっては、発注者と協議の上、工事の一部を発注することができるものとする。

12　その他

　本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。